

令和8年度  
感染症地域医療体制島しょブロック協議会・  
島しょ健康危機管理対策協議会感染症部会  
会議録

令和8年7月24日  
東京都島しょ保健所総務課

(午後2時)

【白旗総務課長】 それでは定刻となりましたので、開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は、会場に御出席の方と Web とのハイブリッド形式で開催しております。議事に入るまでの間、司会を務めます、島しょ保健所総務課長の白旗と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本協議会の会議資料について確認いたします。資料は、本日の次第のほか、資料1「東京都クロノロジー型保健情報共有システムについて」、資料2「令和8年度島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）による実践型訓練について」、資料3「麻しん患者の接触者への緊急接種事業について」、資料4「環境衛生ポスター・資料集」、その他参考資料を配付しております。不足等がございましたらお申し付けください。

次に、本日の会議の公開について御案内いたします。本会議の会議録は、感染症地域医療体制島しょブロック協議会運営要領第8及び島しょ健康危機管理対策協議会部会運営要領第7に基づき、原則公開いたします。

それでは、開会に当たりまして、島しょ保健所長の田口から御挨拶申し上げます。

【田口島しょ保健所長】 本日はお忙しい中、令和8年度感染症地域医療体制島しょブロック協議会・島しょ健康危機管理対策協議会感染症部会に御出席いただき、また日頃から島しょ保健所の事業に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になって久しいところですが、今年になって、WHOによって排除状態にあるとされていた麻しんについて、国内でも多数の報告があり、さらに海外との往来に伴う感染も発生し、東京都では7月22日時点で264人の報告となっています。

また、今年5月以降、コンゴ共和国でエボラウイルス病の流行が宣言され、本日のニュースでも死者が1000名を超えたとの報道がありました。島国である日本においても、インバウンド需要が続く中で、世界からの輸入感染症に加え、温暖化・猛暑化などの気候変動も相まって、新型インフルエンザ等の新興・再興感染症による健康危機がいつ起きてもおかしくない状況であると考えております。

本日の会議は、昨年度は別々に開催していた二つの会議について、関係者が重なること、島しょ地域の実情を踏まえ、両方を整理した上で一体的に開催させていただくものです。本日は、情報提供が中心になるかと思いますが、様々な情報交換を通じて、島しょ地域における感染症対策に係る保健所、町村、医療機関等の連携強化につなげていきたいと考えております。本日はよろしくお願いいたします。

【白旗総務課長】 続きまして、委員の御紹介につきましては、時間の都合により、名簿の配付をもって代えさせていただきます。

なお、本日、会場に御出席の委員につきましては、古賀会長、新島村北村総務課長、神津島村鈴木総務課長のほか、東京都保健政策部及び感染症対策部の関係職員となっております。

それでは、議事に入ります。議事進行は古賀会長にお願いいたします。

**【古賀会長】** 皆様、お暑い中御出席いただき、ありがとうございます。島しょ地域保健医療協議会の副会長の古賀でございます。本日は、先ほど田口所長から説明がありましたとおり、報告事項や情報提供が中心ではございますが、短い時間の中で、質問等がございましたら、積極的な御発言をお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。まず、この会議体の説明及び東京都クロノロジー型保健情報共有システムについて、事務局から説明をお願いします。

**【白旗総務課長】** 新たに委員に就任された方もいらっしゃいますので、まず本日の会議の位置付けについて説明いたします。参考資料1「島しょ健康危機管理対策協議会・部会の位置づけ」を御覧ください。こちらの資料は、本日の会議に関係する会議体を図示したものでございます。

まず、資料の右上ですが、保健医療施策全般について協議することを目的に、従前から「島しょ地域保健医療協議会」が設置されております。これは、多摩・島しょ地域において、地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を推進することを目的に、二次医療圏ごとに設置されている会議体でございます。

資料右下が、「感染症地域医療体制島しょブロック協議会」で、こちらは新型コロナウイルスが発生する以前から存在する会議体で、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づいて、新型インフルエンザ等に対応する地域医療体制の整備を推進するために設置されているものです。この二つの会議体は、設置の趣旨は異なりますが、従前から存在する会議体でございます。

資料の左上にありますのが、「島しょ健康危機管理対策協議会」で、これは新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、地域保健法とそれに基づく国の指針が改正され、それに基づき、新興感染症のほか、大規模食中毒等も含めた健康危機全般に対して、事前の備えや発生時の対策等を協議するとともに関係機関の連携を図ることを目的に、令和6年度に新たに設置された会議体です。

資料左下が、その部会にあたる感染症部会で、同じく令和6年度に新設されたものでございます。こちらは、健康危機管理に関する事項のうち、特に新興感染症等に関する事項について、関係機関との連携を図ることなどを目的に設置しております。

これら新しく設置された会議体は、既存の会議体と設置目的が多くの部分で重なっていることから、資料のとおり、それぞれ島しょ地域保健医療協議会と島しょ健康危機管理対策協議会を、また、感染症地域医療体制島しょブロック協議会と健康危機管理対策協議会感染症部会を、同一の委員により一体的に開催することとさせていただいております。本日の会議は、資料下段のブロック協議会と感染症部会となりますが、本年秋に、資料上段の地域保健医療協議会と健康危機管理対策協議会を開催する予定です。

続きまして、「東京都クロノロジー型保健情報共有システム」について説明いたします。資料1を御覧ください。災害等の健康危機発生時には、関係者間のやり取りや対応状況の報告など、多種多様な情報で溢れかえります。現在、東京都と町村との連絡調整は、メールや電話などが中心になりますが、このような手段では情報が個別にやり取りされるため、関係者全体への共有が難しいといった課題があります。

資料の左下にある写真の通り、ホワイトボードや紙を活用したクロノロジーとして、時系列に情報を書き込み、状況を整理する方法がよく用いられますが、この方法では、クロノロジーを記録している組織に所属している方、あるいはその組織に物理的に近接した部署にいる方しか内容を確認できず、情報共有の面で限界がありました。

このような課題を踏まえ、情報共有・情報集約の迅速化を目的に、東京都では、令和7年度に、クロノロジー型保健情報共有システムを導入しました。このシステムでは、ホワイトボードに書き込むような感覚で情報を入力でき、入力された情報は自動的に時系列で整理されます。また、必要な情報を組織や部署を超えて、即時に共有することが可能です。スマートフォンで撮影した写真や動画も、その場でアップロードできるため、現場の状況をより正確・迅速に共有できます。今後、本ツールを活用することで、町村と保健所等との情報共有を効率化し、被害状況の報告や必要な支援の調整等を、より円滑に進めていくことを目指しています。

次のスライドが、災害時の保健活動における情報伝達や調整の流れとなっております。資料の左下にある市町村保健衛生部門から、被害の状況や支援ニーズを、管轄の都保健所が集約し、その上で、都の本庁組織である保健政策部が、都内全62区市町村の情報を集約の上、必要に応じて国や都外自治体と応援チームの派遣調整等を行います。このスライドでは、災害時における情報伝達の流れを示していますが、本システムは、災害以外の健康危機でも活用することができることとしております。

なお、本システムは、あくまで東京都と都内区市町村との間の情報伝達に限定したシステムとなっております。令和7年度中に都区市保健所への展開を完了しており、現在は順次、市町村への展開を進めているところです。島しょ地域の町村に対しましては、8月下旬に当システムのIDとパスワードを御提供するとともに、9月上旬を目途に操作説明会を実施する予定です。また、来月中旬頃に、別途、御案内を差し上げたいと考えております。

次のスライドが実際のシステム画面のイメージです。システムはブラウザ上で起動するため、専用アプリ等のインストールは不要です。また、同一アカウントで複数端末からログインできるため、保健所等との連絡だけでなく、自組織内の情報整理や共有にも活用することができます。入力された情報は時系列で表示され、キーワード検索や、対応状況、入力者等によりソートをかけることもできます。これにより、必要な情報を効率よく抽出することが可能となっております。また、一定程度の制限はありますが、任意の他の組織へ、入力した記事ごとに、クロノロジーの内容を共有できる機能も備えています。

この後、議題2にて説明しますが、本年の秋に、このシステムを用いた情報伝達訓練を、出張所や支所を含めた島しょ保健所全体と町村との間で行いたいと考えております。

【古賀会長】 ありがとうございます。クロノロジー型の保健情報共有システムということでございます。保健所の中では周知されてきているようですが、町村の方ではこれからということなので、質問はなかなか難しいと思いますが、この場で御確認事項、御意見等がございましたらお願いいたします。

【榎本総務課長】 利島村の榎本です。お世話になっております。よろしくお願いいたします。

お聞きしたいのは、小規模離島ですと、災害時などは総合防災部との連携を現在DISで行っておりますが、それにプラスしてこのシステムを利用するということでしょうか。その辺りの位置付けを御教示いただきたいです。

【白旗総務課長】 基本的には保健衛生関係のシステムというところで、DISと併存しているような形でございます。

【榎本総務課長】 その点が非常に気になっていて、それもやりつつ、総合防災部ともDISで共有することになると、職員が非常に少ない自治体が、どのように対応すべきかという課題があります。本システムの必要性も含めて、総合防災部とこの件について協議又は情報共有を行っているのでしょうか。

【徳竹地域保健政策担当課長】 保健政策部の徳竹と申します。お世話になっております。システムの所管をしております。

確かに、総合防災部との連携というところが既に行われているかと思いますが、こちらのシステムを導入した経緯としましては、保健師等チームですとか、DHEATといった他県からのチーム派遣、応援要請をする際に、情報をこちらで窓口として把握する必要があるためです。どこかに連絡した同じ内容を、また改めてこちらにも入力していただくということはお手間だと思いますので、そこは想定していません。

ただ、例えば保健師などの応援が欲しいといったところについては、こちらのシステムを活用いただければと考えております。

【榎本総務課長】 承知しました。その点を整理していただき、職員の負担とならない運用となるようお願いいたします。以上です。

【古賀会長】 ありがとうございます。9月上旬に説明があるということですので、それまでに御検討いただければと存じます。他にございますでしょうか。

【田口島しょ保健所長】 すみません。9月上旬に説明というお話もあったのですが、町村にはどちらから連絡されますか。島しょ保健所からではなく、ということでしょうか。

【徳竹地域保健政策担当課長】 保健政策部から連絡いたします。IDとパスワードをそれぞれお知らせいたします。

**【古賀会長】** それでは議事を進めたいと思います。議題２、令和８年度島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）による実践型訓練について、事務局から説明をお願いします。

**【白旗総務課長】** それでは、資料２の「令和８年度 島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）による実践型訓練について」を御覧ください。

はじめに、訓練の実施根拠ですが、令和６年４月に策定した「島しょ保健所健康危機対処計画（感染症編）」では、新興感染症発生時の対応について、計画の実効性を担保するため、実践型訓練の実施と効果検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うと記載されております。今回の訓練は、この計画に基づき実施するものです。

次に、昨年度の訓練概要です。令和７年度は、国内で原因不明の発熱・呼吸器症状を呈する患者が増加し、海外由来の新興感染症であることが国から公表されたとの想定のもと、当会議委員の所属機関の状況確認や国・都の動向について、メール及び Web 会議を用いて情報共有を行いました。

そして、今年度の訓練の目的ですが、昨年度の訓練で課題として挙げられた「情報伝達・情報共有のさらなる迅速化と効率化」を踏まえ、先ほど説明しました、今後導入予定の「クロノロジー型保健情報共有システム」を試行的に活用し、運用上の課題を把握したいと考えております。先ほども申し上げましたが、本システムは災害以外の健康危機にも活用できること、また、町村も使用することができるシステムであることから、今回の訓練が、試行するにあたり非常に良い機会と考えた次第です。

訓練内容は、昨年度とは異なるフェーズを設定し、このシステムを活用して、島しょ保健所総務課、各出張所・支所、町村との間で情報伝達訓練を行うこととしております。保健所側からは、都内や管内の感染状況などの情報を町村に提供し、町村からは感染症に関する質問等を随時御提示いただくことで、このシステムの操作に慣れていただくとともに、実質的な情報伝達により、運用上の課題を把握したいと考えております。

以上の内容であるため、恐縮ではございますが、今年度の訓練につきましては、医療機関を除いた町村と、保健所との間のみでの訓練とさせていただければと思っております。

最後にスケジュールですが、先ほども申しました通り、訓練に先立ち、９月上旬を目途に本システムの操作説明会を実施します。その後、１０月頃に実践型訓練を実施し、１１月開催予定の健康危機管理対策協議会、本日の会議の親会となりますが、ここで実施状況を報告します。そして１２月以降に、本日の会議の第２回目を書面にて開催の上、訓練のまとめ等について報告したいと考えております。

**【古賀会長】** ありがとうございます。今年度の実践型訓練についての説明でございました。医療機関を除いてということですが、何か質問はございますでしょうか。新しいシステムを使って、情報共有を正確に行う訓練になると思います。質問がなければ、保健所と町村とで協力して準備を進めていただければと思いますので、町村の皆様におかれましても、御協力をお願いいたします。

それでは議事を進めます。議題3、麻しん患者の接触者への緊急接種事業についてです。本日は所管の感染症対策部二宮防疫調整担当課長がWebで参加されておりますので、説明をお願いします。

**【二宮防疫調整担当課長】** 感染症対策部防疫調整担当課長の二宮です。本日は、島しょ保健所大島出張所から参加させていただいております。今日の午前中まで、先ほど質問されていた榎本課長の利島村に訪問して、予防接種のデジタル化の視察を行ってまいりました。本題の麻しん対策についての説明に先立ち、簡潔に御報告いたします。

再来年4月からの運用開始に向け、国主導のもと全国的に予防接種のデジタル化が進められています。今年度は全国で21自治体が先行実施自治体として取組を進めており、都内では利島村がトップバッターで、東村山市も先行実施自治体となっています。

今後、島しょ地域の先生方をはじめ、皆様方におかれましても、こうした動向について、当方から適宜情報共有、情報提供をさせていただきたいと考えております。

また、利島村の取組につきましては、昨日現地で拝見した限りでは、いくつか課題はあるものの、着実に準備を進められておりました。今後、このような会議の場も活用しながら、取組状況や課題について共有いただければと考えております。

それでは前段は以上で、続いて本題の「麻しん患者の接触者に対するワクチン緊急接種事業」について御説明いたします。

冒頭、田口所長からもお話がありましたとおり、今年の麻しんの発生報告数は過去10年で最多となっています。都内では、今年1月から直近の7月19日時点までに264件の発生報告がありました。特に3月から4月にかけては、1日に複数件の発生届が提出される日もあり、厳しい状況が続いておりました。

ただ、6月以降は感染状況が急速に落ち着き、7月の報告件数は現時点でゼロとなっております。また、島しょ地域においても、内地からの持ち込みによる事例が1件報告されましたが、幸いにも島内での感染拡大は確認されておりません。

しかし、現在の状況をもって安心できるわけではありません。麻しんは海外からの渡航者の流入等により再び感染が拡大する可能性があり、今後も予断を許さない状況です。今年は都内のみならず全国的にも麻しん患者の発生が多い年となっておりますので、今回の取組を通じて感染拡大を確実に封じ込めたいと考えております。

そのような中、感染拡大防止の有効な手法の一つとして、今回御紹介する「ワクチン緊急接種事業」があります。都では、5月18日から感染症指定医療機関等8病院で事業を開始しました。特に新宿区周辺を中心に患者発生が多かったことから、まずは都内の感染症指定医療機関等を中心に接種体制の整備を進めてまいりました。

この事業のポイントは、保健所が必要性を認めた接触者を対象としている点です。保健所において積極的疫学調査を実施し、患者本人の状況確認や接触者の把握を行う中で、ワクチン接種歴や既感染歴等を可能な限り確認し、接種機会を逸してしまった方などに対して接種を勧奨する仕組みです。

これまでの接種実績は5件ですが、5月18日の事業開始以降、感染状況が落ち着きつつある中での実績ではありますが、接種を受けられた方はいずれも接種後に発症したとの報告は受けておりません。

今後の取組として、順次、協力医療機関の拡充を進めております。感染拡大の芽を早期に摘み取るためには、感染症指定医療機関だけでなく、地域の身近な診療所を含めて、地域全体で対応できる体制を構築することが重要です。このため、現在、地域の診療所約96か所まで対象を拡大し、接種体制の整備を進めております。

この緊急接種事業は、麻しんの潜伏期間が10日から12日程度であること、また暴露後できるだけ早期の対応が求められることを踏まえ、暴露後72時間以内にワクチン接種を行うスキームとしています。

運用の中心となるのは保健所です。患者が発生した場合、まず医療機関から発生届が提出され、PCR検査の結果を踏まえて麻しんと確定診断されます。その後、保健所において積極的疫学調査を実施し、患者の接触者を特定します。対象となる方については、協力いただいている診療所・医療機関との間で接種日時等の調整を行い、その後、MRワクチンを接種していただく流れとなっています。

したがって、この事業は保健所による積極的疫学調査や発生届を起点として実施するものです。そのため、不安がある、あるいは御自身が接触者ではないかとの自己判断に基づいて、接種を行うものではなく、保健所において接触状況等を確認した上で必要と判断した方に対し、保健所から御連絡を差し上げ、接種をお願いする仕組みとなっています。

今回、島しょ地域につきましても、同じ都内の地域として、実施の可能性があるところについては体制整備を進めてまいりたいと考えております。田口所長とも複数回シミュレーションを行いましたが、接触後72時間以内の接種を目指す必要があることに加え、PCR検査結果の確認や疫学調査も必要となるため、運用上は非常にタイトなスケジュールとなります。

このため、実施には相当の困難が伴いますが、一方で、船便が予定どおり運航し、疫学調査や連絡調整が円滑に進んだ場合には対応可能なケースも想定されます。そうしたことを踏まえると、各島において実施できる可能性は決してゼロではないと考えております。

そのため、本日は各町村と診療所の先生方にぜひ御協力をお願いしたいという趣旨で御説明させていただきました。この事業は都の事業として実施いたしますが、運営につきましては東京都医師会へ委託することを予定しております。今後、正式に事業への御協力をお願いする際には、東京都医師会事務局から各診療所、または各町村の御担当者様へ御相談させていただくこととなりますので、その際はぜひ御協力を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。御質問等がございましたらお願いいたします。

【古賀会長】 二宮課長、ありがとうございました。麻しん患者へのワクチン緊急接種事業を拡充するというので、島しょ部へのお願いということでしたが、質問等はございますでしょうか。

【田口島しょ保健所長】 ワクチンの備蓄についての説明が必要かと思います。

【二宮防疫調整担当課長】 時間の都合上、詳細を割愛してしまい失礼いたしました。田口所長から御発言がありましたとおり、今回、島しょ地域に限らず、協力いただく医療機関においてはMRワクチンの備蓄をお願いしたいと考えております。麻しん患者がいつ発生するか予測できないことから、各診療所において5本程度のMRワクチンをあらかじめ備蓄していただき、患者発生時にはそのワクチンを用いて速やかに接種を実施していただくことを想定しております。

具体的な内容につきましては、今後、東京都医師会事務局から御案内する際に改めて御説明いたしますが、備蓄いただく5本分のワクチン購入費につきましても都が負担することとしております。

また、実際に接種を実施いただいた場合の接種費用につきましても、接種実績に応じてお支払いする形を想定しており、単価契約による実施を予定しております。

以上でございます。

【古賀会長】 もし御質問等があるようでしたら、個別に事務局へお寄せいただければと存じます。それでは、次の議事に進めたいと思います。感染症有事における患者情報の提供及び自宅療養者支援確保について、事務局から説明をお願いします。

【白旗総務課長】 続きまして、感染症有事における患者情報の提供（自宅療養者支援）について御説明いたします。こちらは資料がございませんので、口頭のみで説明いたします。

なお、本件は東京都では感染症対策部の所管となっており、感染症対策部からの依頼により、この会議の終了後、引き続き、町村委員の皆様と感染症対策部との間で意見交換を行うこととなっております。医療機関の委員の皆様には、この場をお借りして、現在の検討状況について情報提供いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大当初、自宅療養者の氏名等の個人情報を、東京都と市町村との間で共有する仕組みがありませんでした。そのため、主に島しょ地域外での事例となりますが、食料品や日用品の配布など、自宅療養者への生活必需品の配布等の支援に結び付けることに支障が生じていました。

こうした経緯を踏まえ、国は感染症法を改正し、自宅療養者への生活支援等のために、必要な個人情報の共有ができる仕組みを整備しました。改正感染症法では、知事が患者に対して外出自粛の協力を求めることができ、その際、必要に応じて食事の提供などの支援に努めることとされています。そして、これらの実施に当たり、市町村長に協力を求め、市町村長は患者情報の提供を求めることができると規定されています。

この法改正を踏まえ、今後の感染症有事に備え、都と市町村との間で、患者情報の提供・取扱いに関する事項について意見交換を進め、今後の協定締結も視野に入れて検討を進めていく予定としております。

自宅療養者支援のあり方も、地域によって様々であり、地域特性に応じて検討していく必要がありますので、この意見交換は都保健所の管轄地域ごとに行っております。それぞれの圏域ごとに、今年度中に複数回の意見交換を予定しているとのことでございます。

**【古賀会長】** 資料はございませんが、患者情報の提供及び自宅療養者支援について、今後、意見交換を進めていく状況でございます。よろしいでしょうか。

それでは続いて、避難所における環境衛生ポスター・資料集について説明をお願いします。

**【白旗総務課長】** それでは、資料4の「環境衛生ポスター・資料集」を御覧ください。

災害時における避難所の衛生管理は、避難者の健康確保や感染症予防の観点から非常に重要でございます。東京都では、このたび、避難所開設直後から活用できるポスターと資料集を作成しました。

内容は、避難所に避難された方向けの掲示用ポスターと、避難所管理者向けの説明資料の二つに分かれており、資料の2ページから13ページまでが避難された方向けのもの、14ページから19ページまでが避難所管理者向けのものとなっております。避難者向けポスターにつきましては、情報量を極力絞って分かりやすいデザインとしており、誰でも見てすぐに分かるものとなっております。避難所管理者向けの資料は、避難所における環境衛生上の注意点や対応方法等を、図や写真も用いながら端的に示しております。

こちらはホームページでも公開しておりますので、必要に応じてダウンロードしていただき、是非、避難所運営に御活用いただければと思います。このポスター・資料集が、日頃の備えや災害時に役立てば幸いです。説明は以上でございます。

**【古賀会長】** ありがとうございます。避難所運営のために使える環境衛生のポスターということでございますが、何か御質問等はございますでしょうか。災害時には、本ポスターを活用し、避難所運営を安全に実施していくこととなります。

よろしいでしょうか。それでは、少し時間が超過しましたが、本協議会における本日の予定議事は以上でございます。事務局から何かございますでしょうか。

**【白旗総務課長】** 古賀会長、ありがとうございます。本日いただきました御意見等を参考に、より良い事業執行に努めてまいりたいと思います。

それでは、これもちまして本日の協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(午後2時42分)